第６号様式（第６条関係）

第　　　　 号

年　　月　 日

　　　　　　　　　殿

奈良県知事

奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

年　 月　 日付け 　第　 号で交付申請及び実績報告のあった奈良県中小企業生産性向上支援補助金については、奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

１ 補助金の交付決定額 　金 　　　　　　　　円

２ 補助金の額の確定額 　金　　　　　　　　 円

３ 補助条件

（１）国補助金によって取得し、又は効用の増加した財産であって一件当たり５０万円以上のもの（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（２）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（３）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（４）補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（５）その他、奈良県補助金等交付規則及び奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱の定めに従うこと。